# GOSAT データ利用公募型共同研究約款

独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)、独立行政法人国立環境研究所(NIES)、環境省(MOE)の三者(以下、「三者」という。)は、温室効果ガス観測技術衛星(Greenhouse gases Observing SATellite、以下、「GOSAT」という。)プロジェクトから得られる成果をさらに豊かに有益なものとすることを目的に、GOSAT データポリシーに定義される全プロダクト(以下、「GOSAT データ」という。)を利用した研究提案を受けるため、従来よりGOSAT 搭載温室効果ガス観測センサ研究公募(以下、「RA」という。)により、提案された研究のうち、RA 選定・評価委員会において適切であると認めた提案課題を採択してきた。今般、採択課題の多くが契約上の終了時期を迎えるにあたり、研究継続のための再契約と、新たな研究公募を実施するため、ここに共同研究約款を示す。

三者及び採択された研究提案を行った研究代表者(Principal Investigator、以下、「PI」という。)の所属する研究機関(Research Organization、以下、「RO」という。)は、次の各条によって共同研究契約(以下、「本契約」という。)を締結・履行するものとする。なお、所属研究機関のない PI については、以下の各条の「RO」を「PI」と読みかえるものとする。

### (定義)

第1条 本契約書において次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- (1)「研究成果」とは本契約に基づき得られたもので、PI が RA の提案書に記載した研究 計画にしたがって GOSAT データを使用して研究を実施することにより得られた成 果物 (報告書、図表、データ)であり、第6条に定める研究成果報告書等の書面で確 定される本共同研究の目的に合致した発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術 的成果及び科学的知見をいう。
- (2)「知的財産権」とは知的財産基本法第2条第2項に規定する権利をいう。
- (3)「中間評価」とは、三者による研究成果の評価をいう。三者は第6条第2項により、 とりまとめられた中間成果報告書および進捗状況報告書の評価を行う。
- 2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、ノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 3 本契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、著作権法第2条第1項第11号に定める二次的著作物を創作する行為、同項第15号、同項第19号及び同項第20号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

4 本契約書において「PI」とは、RAに研究提案書を提出し、採択された研究提案書における研究課題を実施する研究代表者をいう。また、研究分担者(Co-Investigator、以下、「Co-I」という。)とは、大学院博士後期課程在学相当若しくはそれ以上の研究経歴を有する研究協力者であり、PIに代表される研究活動を支援するもので、ROから承認され、三者に登録された者をいう。RA研究者とは、PI及びCo-I、並びにPI及びCo-Iを支援する研究者であってROが三者に提出し承認されたものをいい、学生、補助員及び博士研究員を含む。

### (共同研究の分担等)

- 第2条 三者は、本共同研究の実施に関し次の各号に示す業務を行う。
  - (1) RO から提示され、三者により承認された範囲内で、データの処理要求を受け入れ、 GOSAT データを RO に提供する。
  - (2) RO が研究活動を実施するために必要となる衛星運用データ等の情報を可能な限り提供する。
  - (3) 中間評価において研究成果及び進捗報告を評価し、その結果を RO に連絡する。
  - (4) 研究報告会等、必要な会合を開催する。
- 2 ROは、本共同研究の実施に関し次の各号に示す業務を行う。
  - (1) 共同研究作業計画に従った研究を実施する。
  - (2) 進捗状況報告書、中間成果報告書(原則年1回)及び研究成果最終報告書の提出を行う。
  - (3) 三者が主催する研究報告会等、必要な会合へPI又はCo-Iを出席させる。

# (研究期間)

第3条 本共同研究契約は、ROが申込書により申込をし、三者がこれに対し承諾することをもって成立するものとし、本共同研究の研究期間は、本契約締結の日から最大4年で、GOSATの地上システム運用期間内とする。ただし、中間評価の審査により、継続が不可とされた場合は、契約が途中で解除されることがある。また、契約期間を延長したい場合、ROは三者に書面にて申請し、延長が認められれば、本契約は同一条件で最大3年延長されるものとする。

#### (共同研究に従事する者)

- 第4条 ROは、研究提案書に記載されたPIを本共同研究に参加させるものとする。
- 2 Co-I に対しては、本契約書の RO 関連条文を準用するものとし、PI は、Co-I に対し、 本契約内容を遵守させるよう措置をするものとする。
- **3** PI は、Co-I を追加するときは、RA 選定・評価委員会に書面により申請し、三者の承認 を得るものとする。

- 4 PI は、登録された Co-I 以外の者を本共同研究の RA 研究者として参加させようとするときは、予め三者に書面により通知するものとし、当該者に対し本契約を遵守するよう必要な措置をとるものとする。
- 5 PI 又は Co-I 以外の RA 研究者は、提案書で定められた目的を達成するため、PI 及び Co-I の管理の下に GOSAT データにアクセスすることが出来る。

#### (研究経費)

第 5 条 三者及び RO は本共同研究において自己の研究分担を遂行するにあたり必要となる費用を、それぞれが負担するものとする。

### (研究成果報告書の作成)

- 第6条 ROは、本共同研究完了時に、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について英文にて研究成果最終報告書をとりまとめ三者に提出する。
- 2 RO は、原則として年一回、三者による研究成果の中間評価のため、日本文または英文 の進捗状況報告書及び中間成果報告書を三者に提出する。ただし、契約後 1 年以内に研 究期間が終了する研究課題については、この限りではない。

## (ノウハウの指定と定義)

- 第7条 三者及び RO は、ノウハウとして取り扱うことが適切であると思われる事項について、速やかにノウハウの指定を行うものとする。具体的にノウハウとは、前条の研究成果報告書に研究成果として記載された事項のうち、本共同研究の実施にあたって用いる知識や技術で、研究を実施する過程で得られるものである。ノウハウの指定は、三者及びRO の協議と合意に基づき行われるものとする。
- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、三者及びROが協議のうえ、決定するものとし、原則として本共同研究完了日の翌日から起算して5年間とする。ただし、三者及びROは協議のうえ秘匿すべき期間を延長、又は短縮することができる。

#### (機器等の持込)

- 第8条 三者及びROは、本共同研究を実施するために必要がある場合は、予め相手方の同意を得て、必要な機器その他の物品を、相手方の施設内に持ち込むことができる。この場合相手方の諸規程等に従わなければならない。
- 2 三者及びROは、相手方が持ち込んだ物品等(以下、「持込物品」という。)を、本共同研究実施目的以外に使用してはならない。
- 3 持込物品を滅失又は損傷した場合は、原因にかかわらず速やかにその旨を相手方に報告 しなければならない。

### (情報交換)

- 第9条 三者及びROは、本共同研究を実施するために必要な、自己が所有する技術資料 及びプログラム等(GOSATデータを除く。以下同じ)(以下、「技術資料等」という。)を 相互に無償で提供し、使用させ、必要がある場合は助言を要請することができる。
- 2 三者及びROは、相手方から提供された技術資料等を、相手方の承諾なく本共同研究以外に使用し、又は本共同研究に従事する者以外の者に開示してはならない。
- 3 三者及びROは、本契約終了後、相手方から提供された技術資料等について、相手方の 指示により、相手方に返却又は適切に廃棄する。

### (GOSAT データの提供及び権利)

- 第 10 条 三者は、第 2 条第 1 項第 2 号に基づき、以下の各号に従って RO に GOSAT データを無償で提供するものとする。
  - (1) RO に対しては、データ配布要求について、RA 選定・評価委員会が提言し、三者が 承認した範囲内で、GOSAT データが提供される。
  - (2) 三者は GOSAT データの品質及びタイムリーな提供を保証するものではない。
  - (3) GOSAT の不具合、運用上の制約、その他の事由により、GOSAT データを RO に 提供できない事態が生じたとしても三者は責を負わない。
- 2 RO は、三者から提供を受ける GOSAT データの取得・取り扱いについて、次の各号に 従うものとする。
  - (1) RO は、RA 選定・評価委員会が提言し、三者が定める 1 研究課題あたりの範囲内で、観測要求を出すことができる。
  - (2) RO は、GOSAT データを、本共同研究の目的に限り利用することができる。
  - (3) RO はバックアップの目的以外で GOSAT データを複製してはならない。ただし、本共同研究実施に必要な RA 研究者に提供するための複製を除く。
  - (4) RO は、GOSAT データのうち、原初データに復元可能な GOSAT データを第 16 条 (秘密の保持) に準じて扱うものとし、本共同研究に従事する者以外の者に提供・開示してはならない。
  - (5) RO は、本契約終了後、提供された GOSAT データを適切に管理する。
- 3 三者が RO に提供する GOSAT データの権利に関しては以下の各号に従うものとする。
  - (1) 三者は RO に提供する全ての GOSAT データについて、一切の知的財産権を有する。
  - (2) 前号にかかわらず、RO が本共同研究の実施により GOSAT データを改変し高次付加価値データ(高次な処理を施したデータで、原初データに復元できないデータ)を作成した場合、当該データに関する知的財産権の帰属については、三者及び ROの知的貢献の度合等を考慮して双方が協議して定める。

(知的財産権の帰属及び発明に関する権利の出願等)

- 第11条 三者及びROは、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係わる知的財産権の帰属及び発明に関する権利の出願等の要否等について協議するものとする。
- 2 本共同研究の結果、三者又は RO が単独で発明等を行ったときは、当該発明等に係わる 知的財産権は三者又は RO の単独所有とし、単独で当該知的財産権の出願等の手続きを 行うことができるものとするが、出願等の前に予め相手方の確認を得るものとする。この 場合、出願等及び権利保全に要する費用は、当該知的財産権を単独で所有する当事者が負 担するものとする。
- 3 本共同研究の結果、三者及びROが共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係わる 知的財産権を共有するものとし、その持分は三者及びROが協議のうえ定める。また、当 該知的財産権に係る出願等を行おうとするときは、別途共同出願契約を締結し、かかる共 同出願契約に従って共同して当該知的財産権に係る出願等を行うものとする。この場合、 出願手続き及び権利保全に要する費用は、それぞれの持分に応じて三者及びROが負担 する。
- 4 RO は、本共同研究で実施される研究目的のために知的財産保護を三者に要請したい場合には、書面にて三者側に通知する。この場合、三者は RO がその知的財産保護を進めて良い旨の承認を遅滞なく行うものとする。

(外国出願)

- 第12条 前条の規定は、外国における知的財産権の出願及び権利保全についても適用する。
- 2 三者及びROは、前条第3項に基づく三者及びRO共有の知的財産権に係わる外国出願 を行うにあたっては、双方協議のうえ行うものとする。

(研究成果の自己利用の実施)

- 第13条 三者及びROは、共有の研究成果を利用する場合は、三者及びROが自己の研究開発目的で(自己の目的で第三者に利用させる場合を含む。)、非営利かつ平和目的の場合に限り、相手方の同意を得ることなく、無償で利用することができる。
- 2 三者及びROは、共有の知的財産権を利用する場合は、前項に定める場合を除き、あらかじめ相手方の同意を得、別途締結する利用契約で定める利用料を支払う。
- 3 三者は、RO が三者に提出した進捗状況報告書、中間成果報告書及び研究成果最終報告書について、第17条(研究成果の公表)を遵守したうえで、利用、編集、複製、頒布することができる。この場合、PIと Co-I は著作者人格権を行使しないものとする。

(知的財産権の第三者に対する実施許諾)

- 第14条 三者及びROは、本共同研究の実施により得られた三者及びROが共有する知的 財産権を第三者に実施許諾しようとするときは、事前に相手方の書面による同意を得る ものとし、許諾の条件は協議して定める。
- 2 三者及びROは、前項により第三者に実施許諾する場合、別途契約する実施契約で定める実施料を第三者から徴収するものとする。この場合において、第三者から徴収する実施料は、当該権利に係わる持分に応じて三者及びROに分配するものとする。

### (持分の譲渡等)

- 第15条 三者及びROは、本共同研究の実施により生じた知的財産権の自己の持分を三者 及びROで協議のうえ、指定した者に限り譲渡できる。当該譲渡は、別途契約する譲渡契 約により行う。
- 2 三者及びROは、共有の知的財産権の自己の持分を放棄する場合は、相手方に予め通知 し、相手方が希望するときは、自己の持分を当該相手方に譲渡する。

### (機密の保持)

- 第 16 条 本共同研究における秘密情報とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 本共同研究の結果得られた成果のうち、秘密である旨の表示が付された書面、サンプル等の有形物、又は有形無形を問わず三者及びROで秘密情報として取り決め、書面により確認されたもの。
  - (2) 有形無形を問わず、相手方より秘密として開示・交付された情報。
- 2 三者及びROは、秘密情報を適切に管理し、これを本共同研究に従事する者以外の者に 漏洩し又は開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては この限りではない。
  - (1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの。
  - (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
  - (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したことを証明できるもの。
  - (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
  - (6) 相手方から公開又は開示に係わる書面による同意が得られたもの。
  - (7) 裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。
- 3 第2項に基づく秘密保持義務は、本契約終了(解除を含む)後も5年間有効とする。ただし、三者及びROで協議の上、この期間を延長、又は短縮することができるものとす

る。

### (研究成果の公表)

- 第 17 条 三者及び RO は、本共同研究によって得られた研究成果について、第 16 条で規定する秘密保持の義務を遵守したうえで発表もしくは公開すること(以下、「研究成果の公表」という。) ができるものとする。
- 2 前項の場合、三者又は RO (以下、「公表希望当事者」という。)は、研究成果の公表に 先立ち書面にて相手方に通知し、相手方の事前の書面による同意を得なければならない。 この場合、相手方は、正当な理由なくかかる同意を拒まないものとする。(RO から三者 への通知は、原則として論文提出又は学会・講演会発表の 30 日以前に行うものとする。)
- 3 前項の通知を受けた相手方は、当該通知の内容に将来期待される利益が公表により喪失するおそれがある内容が含まれていると判断されるときは、公表内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知し、公表希望当事者は、相手方と協議するものとする。公表希望当事者は、公表により将来期待される利益を喪失するおそれがあるとして本項により通知を受けた部分については、相手方の同意なく公表してはならない。
- 4 公表希望当事者は、当該研究成果の公表に際し、当該成果が本共同研究により得られた成果である旨及び GOSAT データの出所を明示する。
- 5 第2項の通知を要する期間は、本共同研究の有効期間及び本共同研究完了日の翌日から 起算して1年間とする。ただし、三者及びRO協議のうえ、この期間を延長、又は短縮す ることができるものとする。

### (相互の損害責任)

第18条 三者及びROは、本共同研究の実施により、相手方によって引き起こされた、自己の職員の障害、死亡又は自己の財産の損害、滅失について、相手方の故意又は重過失によるものを除き、賠償を請求しないものとする。

#### (研究の休止及び復帰)

- 第19条 以下に記載する、研究遂行上やむを得ない事由が発生した時には、三者及びROは協議のうえ、本共同研究を休止することができる。休止期間及び復帰時期については、三者及びROは協議のうえ、決定するものとする。この場合において、三者及びROは、いかなる補償の請求も行わないものとする。なお、休止期間が共同研究の有効期間を超える場合や、復帰の目処が立たないと想定される場合には、第20条(1)により、ROは契約の解除を三者に申し出、三者は、これにより、契約の解除に合意するものとする。
- (1) 地震・火災・風水害等不慮の災害
- (2) PI の退職
- (3) 主たる研究担当者の病気・事故等による長期入院または長期療養等

- (4) 主たる研究担当者の出産・育児休暇・介護休暇
- (5) 主たる研究担当者の他機関等への長期出向または長期出張
- (6) 研究予算凍結等による研究体制維持困難
- (7) RO の組織変更等による研究体制維持困難
- (8) その他研究遂行上真にやむを得ない事由と RA 選定・評価委員会が判断し、それを三者が追認する場合

### (契約の解除)

- 第20条 三者及びROは、次の各号のいずれかに該当するときは本契約を解除することができるものとする。
  - (1) 三者及び RO の合意によるとき。
  - (2) 相手方が本契約の履行に関し不正又は不当な行いをし、催告後7日以内に是正されないとき。
  - (3) 相手方が本契約に違反し、催告後7日以内に是正されないとき。
- 2 三者は、次の各号のいずれかに該当するときは本契約を解除することができる。
  - (1) 中間評価の審査により、継続が不可とされたとき。
  - (2) 三者が本共同研究の枠組みを終了するとき。
- 3 本契約が解除された場合であっても、RO は、解除までに実施された研究について成果をとりまとめ、研究成果最終報告書を三者に提出するものとする。

### (契約の有効期間)

- 第 21 条 本契約の有効期間は第 3 条に定める研究期間に加え、以下の契約終期までとする。すなわち、契約の始期は、三者と RO 責任者による署名日の中の最も遅い署名日とし、契約終期は、「研究成果最終報告書」(共同研究完了時に第 6 条の規定により提出される)が RA 事務局に提出され、RA 選定・評価委員会に受理された日とする。
- 2 前項の本契約期間終了後も、第9条、第10条第2項及び第3項、第11条から第15条 までの規定は、当該条項に定める知的財産権の権利存続期間中有効とし、第16条及び第 17条の規定は、当該条項において規定する期間効力を有する。

### (協議)

第22条 本約款に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、また、本約款の内容の整合性、解釈等に疑義の生じたときは、三者及びROが協議のうえ定めるものとする。

### (RO の変更)

第23条 PIの異動等により、ROが変更される場合は、三者とROで締結された本共同

研究契約は自動解除となる。

- 2 PI が研究課題を継続するにあたり、PI が新たに所属する機関(所属機関がない場合は PI 個人)と三者は、改めて共同研究契約を締結しなければならない。
- 3 前項の共同研究契約締結において、PIの新たな所属機関及びそれが所属する国が、RAの目的に適合しない場合、または GOSAT データの平和利用に抵触するであろうと判断された場合は、三者は契約締結を拒否する権利を有する。

### (PIの変更の特例)

第24条 ROは、研究契約を継続するにあたり、やむを得ない事情により同一機関に所属する別の職員を新たなPIとして変更登録をしたい場合には、新たなPI候補者が三者に書面にて申請し、それをRA選定・評価委員会が承認し、三者が認めた場合に、本契約は同一条件で継続できるものとする。

以上